六　閉鎖措置期間性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　略］

九　閉鎖措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

3　［略］

（閉鎖措置計画の変更の認可の申請）

第七十四条　法第五十一条の二十四の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第八号までに掲げる事項

四　［略］

［2・3　略］

（閉鎖措置確認証）

第七十六条の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、前条第一項の規定による申請に係る閉鎖措置が法第五十一条の二十四の二第一項の認可を受けた閉鎖措置計画（同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項又は第五項の規定による認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って行われていることについて確認をしたときは、閉鎖措置確認証を交付する。

（閉鎖措置計画の認可の基準）

第七十七条　法第五十一条の二十四の二第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　閉鎖措置の実施が法第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによるものであること。

二　［略］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第七十八条の二　法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

［一～八　略］

九　廃止措置期間中に性能を維持すべき特定第一種廃棄物埋設施設（第七十九条、第八十五条及び第八十八条の二において「廃止措置期間性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十・十一　略］

十二　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十三・十四　略］

六　閉鎖措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　同上］

九　品質保証計画に関する説明書

十　［同上］

3　［同上］

（閉鎖措置計画の変更の認可の申請）

第七十四条　法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　変更に係る前条第一項第三号から第五号までに掲げる事項

四　［同上］

［2・3　同上］

［条を加える。］

（閉鎖措置計画の認可の基準）

第七十七条　法第五十一条の二十四の二第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　閉鎖措置の実施が許可申請書等に記載したところによるものであること。

二　［同上］

（廃止措置実施方針に定める事項）

第七十八条の二　［同上］

［一～八　同上］

九　廃止措置期間中に機能を維持すべき第一種廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十・十一　同上］

十二　廃止措置に係る品質保証計画

［十三・十四　同上］